

令和3年

9月市議会定例会意見書案

議案会第7号	防災・減災・国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書……	3
議案会第8号	保育の質的・量的拡充、保育士の処遇改善、公定価格の改善のための必要な措置を求める意見書……	6
議案会第9号	定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書……	8
議案会第10号	新型コロナウイルス感染症の緊急の対策強化を求める意見書……	11

議案会第7号

地方自治法第99条の規定により、防災・減災・国土強靱化対策の継続・拡充を求めることに関し、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、内閣官房長官、国土強靱化担当大臣、内閣府特命担当大臣（防災）に対し、意見書を提出する。

令和3年9月30日提出

提出者	豊橋市議会議員	近藤修司
	同	尾崎雅輝
	同	近藤喜典
	同	小原昌子
	同	尾林伸治
	同	斎藤啓
	同	豊田一雄
	同	坂柳泰光
	同	沢田都史子
	同	廣田勉

防災・減災・国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書

近年、気候変動により自然災害が頻発化・激甚化し、全国各地で大きな爪痕を残しており、線状降水帯発生情報が各地で発表されるなど、令和3年7月、8月の豪雨による河川氾濫や土砂災害などは記憶に新しいところです。本市においては幸いにも大きな災害は発生していませんが、市民の生命・財産を守る防災・減災、国土強靱化は一層重要性が増しており、喫緊の課題となっています。

現在、国では南海トラフ地震が今後30年以内に発生する確率が70%～80%とされる中、国土強靱化を確実に推進していくため、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」から「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に移行し、継続した取組が実施されているところです。

本市は、平成26年3月に「南海トラフ地震防災対策推進地域」、「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」に指定され、様々な地震及び津波対策を講じています。平成29年3月には「豊橋市地域強靱化計画」を策定し、風水害を含めた大規模災害への対策を進めるとともに、さらに地域強靱化を加速するため、同計画を令和2年度に改訂し、建築物や道路などの老朽化対策等に積極的に取り組んでいるところです。発生が危惧される南海トラフ地震や大規模な自然災害から市民の生命・財産を守るため、計画目標が達成できるよう、十分な財源を確保することが必要不可欠です。

よって、国におかれましては、あらゆる災害の未然防止と発生後の迅速な対応に向け、国土強靱化対策のより一層の推進が図られるよう、下記事項に特段の措置を講じられるよう強く要望します。

記

- 1 近年頻発する大規模災害に鑑み、強靱な国土づくりを強力かつ継続的に進めるため、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」が着実に実施できるよう、必要な予算・財源を安定的・継続的に確保すること
- 1 長寿命化計画に基づく戦略的な現有ストックの修繕や更新等の老朽化対策が確実に進められるよう、新たな財源を創設するとともに、長期安定的に必要な予算を確保すること
- 1 災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等のため、国の地方支分部局、とりわけ

地方整備局及び国道、河川、ダム、港湾の直轄事業所・出張所の人員体制の維持・充実を図ること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和3年9月30日

豊橋市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
総務大臣
国土交通大臣
内閣官房長官
国土強靱化担当大臣
内閣府特命担当大臣（防災）

あて

議案会第8号

地方自治法第99条の規定により、保育の質的・量的拡充、保育士の処遇改善、公定価格の改善のための必要な措置を求めることに関し、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣に対し、意見書を提出する。

令和3年9月30日提出

提出者	豊橋市議会議員	近藤修司
	同	尾崎雅輝
	同	近藤喜典
	同	小原昌子
	同	尾林伸治
	同	斎藤啓
	同	豊田一雄
	同	坂柳泰光
	同	沢田都史子
	同	廣田勉

保育の質的・量的拡充、保育士の処遇改善、公定価格の改善のための
必要な措置を求める意見書

令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が実施されています。無償化自体は全ての子どもに質の高い幼児教育・保育の機会を保障する重要な施策です。

本市において、現場は保育需要が増え、新たな負担が増えるなどの問題が生じ、喫緊の課題である待機児童解消や保育士の処遇改善が停滞、後退するという事態が引き起こされることが危惧される場所があります。

特に国は、幼児教育・保育の質を確保するとともに、地方自治体や施設の新たな財政負担を軽減し、喫緊の課題である待機児童解消や保育士の増員と処遇改善を後退させることがないように進められるべきであります。

よって、国におかれましては、必要な財源を確保して、保育施設の拡充のために必要な措置を講じられるよう、下記事項について強く要望します。

記

- 1 全ての施設が安定的に運営でき、保育の質的・量的拡充が停滞することがないように、国として十分な予算を確保すること
- 1 保育士等職員の配置基準の改善、賃金の引上げなど処遇改善のために、公定価格の改善など必要な措置を講じること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和3年9月30日

豊橋市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
総務大臣
厚生労働大臣

} あて

議案会第9号

地方自治法第99条の規定により、定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡大を求めることに関し、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、内閣官房長官に対し、意見書を提出する。

令和3年9月30日提出

提出者	豊橋市議会議員	近藤修司
	同	尾崎雅輝
	同	近藤喜典
	同	小原昌子
	同	尾林伸治
	同	斎藤啓
	同	豊田一雄
	同	坂柳泰光
	同	沢田都史子
	同	廣田勉

定数改善計画の早期策定・実施と
義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書

未来を担う子どもたちが夢や希望を持ち、健やかに成長していくことは、全ての国民の切なる願いです。しかし、学校現場では子どもたちの健全育成に向けて、日々真摯に教育活動に取り組んでいるものの、いじめや不登校など子どもたちを取り巻く教育課題は依然として解決されていません。また、特別な支援や日本語教育を必要とする子どもも多く、一人一人に応じた適切な支援を行うための十分な時間が確保できないなどの課題にも直面しています。さらに、小学校、中学校ともに新学習指導要領が全面実施となり、道徳の教科化や小学校で外国語、外国語活動を導入したことにより、子どもたちや学校現場の負担となっています。本年度、義務標準法の改正に伴い、小学校について学級編製の標準が5年かけて、学年進行で35人に計画的に引き下げられることとなり、政府予算において、少人数によるきめ細かな指導体制の整備のために、744人の定数措置がなされました。しかし、中学校における少人数学級の推進については、附帯決議の中で触れられるにとどまりました。また、依然として教職員定数改善計画は示されておらず、子どもたちの健やかな成長を支えるための施策としては、不十分なものであると言わざるを得ません。少人数学級は、地域・保護者からも一人一人の子どもにきめ細かな対応ができるという声が多く聞かれます。

本市においても、山積する課題に対応し、全ての子どもたちに行き届いた教育を行うためにも少人数学級の更なる拡充を含めた定数改善計画の早期策定・実施が不可欠です。

また、子どもたちが全国どこに住んでいても、均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。しかし、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国庫負担率は、2分の1から3分の1に引き下げられたままであり、自治体の財政は圧迫されています。教育の機会均等と水準確保のために、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率を2分の1へ復元することは、国が果たさなければならない大きな責任の一つです。

よって、国におかれましては、令和4年度の政府予算編成にあたり、下記事項について特段の措置を講じられるよう強く要望します。

記

- 1 少人数学級の更なる拡充を含めた定数改善計画を早期に策定し、実施すること
- 1 義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率 2 分の 1 への復元に向けて十分な教育予算を確保すること

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

令和 3 年 9 月 30 日

豊 橋 市 議 会

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
財 務 大 臣
総 務 大 臣
文 部 科 学 大 臣
内 閣 官 房 長 官

} あて

議案会第10号

地方自治法第99条の規定により、新型コロナウイルス感染症の緊急の対策強化を求めることに関し、愛知県知事に対し、意見書を提出する。

令和3年9月30日提出

提出者 豊橋市議会議員 近藤修司

同 尾崎雅輝

同 近藤喜典

同 小原昌子

同 尾林伸治

同 斎藤啓

同 豊田一雄

同 坂柳泰光

同 沢田都史子

同 廣田勉

新型コロナウイルス感染症の緊急の対策強化を求める意見書

新型コロナウイルスの感染急拡大が東京はじめ全国各地に急速に広がり、医療につながれず自宅で死亡する例が後を絶ちません。豊橋市でも感染急拡大とともに自宅療養者が急増し、医療逼迫の危機が深刻です。自宅療養者や宿泊施設療養者が急激に重症化し、命を脅かされる事態を避けることが緊急に求められています。

そのためには、既存の宿泊療養施設の医療機能を強化し看護師などの医療スタッフを増員し、酸素濃縮器の設置など症状に応じた対応が必要です。また、臨時医療施設等を東三河に新設・確保も必要です。

よって、県におかれましては、県民の命と健康を守るため、以下の事項について緊急の対策強化を講じられるよう強く要望します。

記

- 1 宿泊療養施設の医療機能の強化と、臨時医療施設等を東三河に新設・確保すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和3年9月30日

豊橋市議会

愛知県知事 へ